

第四百七十七回国
参議院文教・科学委員会會議録第五号

平成十二年三月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十六日

辞任

長谷川道郎君
福本 潤一君

補欠選任

森山 裕君
山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

佐藤 泰三君

理事

岩瀬 良三君
橋本 聖子君
石田 美栄君
松 あきら君
日下部博代子君

委員

阿南 一成君
有馬 朗人君
龜井 郁夫君
仲道 俊哉君
森山 裕君
江本 孟紀君
小宮山洋子君
本岡 昭次君
山下 栄一君
畑野 君枝君
林 紀子君
扇 千景君
田名部匡省君

国務大臣

文部大臣

中曽根弘文君

政務次官

文部政務次官

河村 建夫君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

政府参考人

文化庁次長 近藤 信司君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(佐藤泰三君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、福本潤一君が委員を辞任され、その補欠として山下栄一君が選任されました。

○委員長(佐藤泰三君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に文化庁次長近藤信司君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤泰三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤泰三君) 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本条の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○阿南一成君 自由民主党の阿南一成であります。

きょうは非常に時間が短いので、イントロを省略いたしました。早速入りたいと思いますが、今回の障害者のための改正事項、いずれもインターネットなどの技術の発達に伴ってクローズアップされてきた問題であると思います。インターネットなどの発達は、一面では利用者に大きな利便を供するものでありますが、他面では、権利者にとっては無断使用の危険性を増大させるおそれのあるものであります。したがって、インターネット時代に対応したこの著作権制度の整備は急務であるかと思っております。

それで、まず大臣にこれまでの取り組み状況について簡潔に御説明をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 最近のインターネット等の発達というものが非常に著作物等の利用の形態を大きく広げてきておるわけでございまして、今、著作権制度の整備を図っておるわけでございまして、また、これが非常に重要である、そういうふうに認識をいたしております。

そのため、平成八年の著作権に関する世界的所有権機関条約、いわゆるWIPOでございますけれども、これを踏まえながら、平成九年には、著作物等のインターネット等による送信に関する権利の整備、それからさらに平成十一年には、この無断利用を防止するために施された技術的保護手段の回避の防止や、著作権等の管理に用いられる権利管理情報の保護のために必要な措置の導入、つまり無断複製されないようにということでございますが、そういう措置を導入したところでございまして、

今後、ネットワーク化の進展に対応いたします。

した著作権制度の充実に努めてまいりたいと思っております。

○阿南一成君 次に、教育の情報化と著作権のかかりについてお伺いをいたします。

平成十年十二月に政府は、省庁の枠を越えて問題に対する対応措置をするということで、内閣総理大臣直轄の省庁連携タスクフォースを設置いたしました。その中で教育の情報化プロジェクトの推進を図っておるところであります。

そして、昨年のケルン・サミットにおいても、グローバル化時代に求められる読み書きそろばんとしてコンピュータ教育は極めて重要であるという旨の小淵総理の発言もなされておるところであります。

またさらに、平成十四年度から完全実施される新学習指導要領において、すべての教科等の指導においてコンピュータ等の情報手段を積極的に活用をして主体的に学ぶことが期待をされておるところであります。

しかしながら、教育の情報化が実施される場合、コンピュータによりあらゆる情報がやりとりをされることとなります。この情報のやりとりは本来自由に行われるべきであります。他人が創作した思想や感情などは一方では、本日審議されておりますこの著作権法で保護をされることになっております。

教育の現場では、私は、まず先生がお手本を示す、そして児童生徒はこれをまねるというところから教育というものは始まるものであるかと考えておる次第であります。学校教育の現場において教育の情報化によるコンピュータの存在はますます身近なものとなり、インターネットによりあらゆる情報のやりとりが行われることとなるわけでありまして、一方、著作権法は、他人の著作物をむやみに利用すること、つまり勝手に

まねをすることを禁止しておるわけでありま
す。そこで、この教育の情報化と著作権のかかり
につきましても大臣がどのようにお考えになってお
られるか、その御所見を承っておきたいと思いま
す。

○国務大臣(中曽根弘文君) 情報化が進展をいた
しまして、他人の著作物を容易に利用できるよう
な状況に現在なっております。児童生徒がこ
ういう著作権に関しまして理解を深めるというこ
とは大変に重要なことと思っております。今、
先生が手本を示してというお話がありましたけれ
ども、学校教育の現場でも十分にこの点を児童に
理解させる努力をしていかなければならない、そ
ういうふうに思っております。

文化庁におきましては、学校の現場におきまし
て著作権に関する適切な指導とそれから著作物の
適正な利用に資するために、教職員を対象といた
しました講習会、教職員著作権講習会というよう
なものを毎年実施をいたしております。

それから、中学生を対象といたしました著作権
読本、これを全国の中学三年生に無料で配布をい
たしております。それからさらに、漫画本を利用
した読本を小学校六年生全員に配布をいたしてお
りまして、そういうような形で今のところ教育の
現場では児童生徒にこのような指導をしていると
ころでございます。(資料を示す)私、これ持って
おりますけれども、中学生用、小学生用、いずれ
も漫画とそれから簡単なイラストが入っておりま
して、子供たちにもこういうものの権利というも
のをきちっと教えることが大切だ、そういうふう
に思っております。

今後ともそういうことで学校現場におきます著作
権に関する教育の充実に努めていきたいと思っ
ております。

○阿南一成君 ありがとうございます。
このコンピュータの教育については、ちよ
つときよの質問通告はしておりますが、私が考
えておりますのは、経済的に豊かな子供と、そ
れから家庭にコンピュータをお買いになれないと

いう子供さんであろうかと思うんです。この辺に
ついては文部省としてもよく学校にも指示をされ
て、学校に配置されたコンピュータが土曜日曜
でもお使いになれるようにということをお願いを
しておきたいと思います。

次に、今回の法改正では、著作人格権の侵害
罪を除いた著作権等の侵害罪につきまして、法人
に対する罰金額の上限を自然人に比して高くする
法人重課、一億円以下となっているようござい
ますが、この制度を導入されようとしてござい
ますが、著作権法と特許法とに代表されます工業所有権と
は似て非なる法体系でありますけれども、刑罰
権の適用というバランスの面から参考にしたとい
うことは十分理解ができることであると思いま
す。

そこで、まずお伺いをいたしたいのであります
が、今回の改正案は通産省所管の特許法と同様の
改正であるにもかかわらず、通産省所管の改正に
おけること二年を経過して提出されておるので
あります。が、ここにおいてその理由をお話し
ていただきたい。

また、著作権は特許権、商標権と比較してその
重要性は勝るとも劣らない権利であるというふう
に私は考えております。今回の法改正では懲役刑
の引き上げが見送られておる。その必要はないと
判断された結果なのかどうか、これは若干技術的
な問題もありますので文化庁の近藤次長に答弁を
お願いしたいと思います。

○政府参考人(近藤信司君) お答えいたします。
二点あるかと思いますが、まず第一点目の、
法人重課に関しまして二年おくれたのはなぜか
と、こういう御質問でございます。

先生御指摘のように、特許法等におきましては
平成十年に法人に対する罰金額の上限を引き上げ
たわけでございます。今回、著作権法におきまし
ても、特許法等の工業所有権法体制との均衡も踏
まえて法人重課の導入を図ることとしたわけ
であります。確かに、著作権と特許権等とは同
じ知的所有権とはいえず、その性格でありますか
内容、あるいは侵害の実態等におきまして異なる

点もあるわけでございます。そういったことか
ら、特許法等の動向は参考としながらも、著作権
審議会において独自に検討を行ってまいったわけ
でございます。そういったことがございまして、
若干特許法等とは時期が異なることとなったと、
これが第一点目の御説明でございます。

二点目は、今回、個人に対する懲役刑の引き上
げを行わなかったその理由はなぜかと、こういう
御質問でございます。

まず、現行制度を少し御説明申し上げたいと思
います。現行著作権法上、著作権等の侵害罪に
対する罰則は、先生御指摘のとおり、個人に対し
ましては三年以下の懲役または三百万円以下の罰
金、法人に対しては三百万円以下の罰金、こ
ういうことになっておるわけでございます。法
人には懲役刑が科されないことから、今回御審議
をいただいております改正案では、個人と法人と
の資力の格差に着目いたしますとともに、特許
法等との均衡を踏まえまして、法人による侵害行
為に対する抑止力を高める、こういう観点から法
人に対する罰金額を現行の三百万円以下から一億
円以下に引き上げたわけでございます。

個人に対する懲役刑の引き上げでございます
が、これもまた著作権審議会でもいろいろ御議論
がございました。例えば、著作権法と同様に三年
以下の懲役刑を定めております実用新案法であり
ますとか意匠法におきましても引き上げはなされ
ておらず、そういった知的所有権法制上の均衡に
留意する必要があるのではないかと、こんな意見も
出たわけでございます。また、現時点におきま
して、著作権等侵害事件におきまして、言い渡し
刑が懲役刑の上限であります三年に集中するよう
な実態はない、こんなようなことから今回の引き
上げを見送ったところでございます。

ただ、文部省といたしましては、今後のそう
いった著作権侵害にかかわります懲役刑の適用状
況でありますとか、あるいは他の工業所有権法体
制、特許法等のそういった全体の動向を見ながら
引き続き検討してまいりたい、かように考えてお

ります。
○阿南一成君 一応納得はしておりますけれども
も、通産省所管の同じ法律において、五年以下の
懲役、こうなっています。

それからもう一点申し上げますと、この著作権
の問題というのは、罰金なり刑罰が安ければよか
ろう、やってみようという手合いもあるわけであ
りまして、著作物を保護するという著作権法の立
場からいならば、十分に今後よく見てやってい
ただければ結構です。

さらにもう一点申し上げますと、スピードの時
代です。まさにインターネットというのはスピー
ドの時代なのであります。著作権法の問題も私
はそうだと思います。であるとすれば、仮に
著作権審議会の審議の議が非常に行政としてス
ピードに差しきわりのあるものであれば、こ
れは考えなさいかぬ、私はそのように思ってい
ます。これ以上深入りはいたしません、時間もあ
りませんので。

今回の法改正で見送られたものとして、もう一
つ、著作権侵害の非報告罪の問題があります。
報告罪の場合は、御案内のとおり、現行刑事訴
訟法では犯人を知ったときから六カ月とされてお
ります。著作権侵害における実際の捜査の現場に
おきましては、犯人及び犯罪行為を特定するまで
にかなりの内偵期間が必要であります。内偵期間
のうちのどの段階で犯人を知ったことになるの
か、これも解釈上疑義を生じることであり、有
能な弁護士がつかますと事件が崩れることもし
ばあります。

内偵期間のうちのどの段階で犯人を知ったこと
とするのか、この辺の有権解釈もなかなか難しい
ものだろうと思いますが、解釈上の疑問を生じる
これらの点を考えるならば、この点が告訴実務に
おける捜査上の大きな問題点の一つであると私は
理解をしております。

また、共犯事件、共犯事犯につきましては、事
件の関与の度合いの低い従業員で捜査等に協力的
な者につきましては、捜査をする側から見ると

ば捜査協力者としてその告訴対象から外したいこともあるわけであります。しかしながら、刑事訴訟法第二百三十八条の告訴不可分の原則というものがございしますので、このもとにあっては事件全体がつかれることになるということに相なるわけであります。

そこで、通産省所管の特許権侵害罪については既に親告罪が非親告罪となされておる、この実情を踏まえるならば、なぜゆえに著作権者の保護を第一義とする著作権法の世界にあって前向きな対応がなされなかったのか、私としてはあつてしかるべきではないかと考えておるわけであります。

何か特段の理由があつたのかどうか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○政府参考人(近藤信司君) お答えいたします。

今回、親告罪の非親告罪化を行わなかった理由はなぜかと、こういう御質問であらうかと思ひます。

先生御案内のとおり、現行著作権法ではその百二十三条で、著作権等侵害罪については、告訴がなければ公訴することができない、このように規定をされておるところでございします。また、今お触れになりましたように、特許法におきましては、権利者のほとんどが法人と考えてもよい、こういう状況にございまして、人格的利益の保護という色彩が薄れてきたのではないかと、こんなようなことから、平成十年の法改正におきまして、従来親告罪であつた侵害罪を非親告罪と、このように改めた、このように私も承知をいたしております。

そこで、この著作権等侵害罪の非親告罪化でございしますが、これもまた著作権審議会でも議論があつたわけにございしますが、著作物には営業的に利用されないものが多いなど、なお特許と比較して私益性が強いのではないかと、あるいは特許権とはそういつたことで異なる事情が多い、こんなことから従来どおり親告罪とする取り扱いを維持したわけにございしますが、なお今後、著作権をめぐる

ります状況の変化等を十分見定めながらさらに検討を続けてまいりたい、かように考えておるところでございします。

○阿南一成君 若干の意見もありますが、けさの理事会において持ち時間の間で質問者と答弁者が終われという強い達しがあり、橋本理事からも強いお達しもございました。また、本日は特に次の質問者が我が自民党ではなくて野党の江本先生だということ、野党の先生のところへ食い込んでさらけにいけないということであらうかと思ひますので、ここで質問を終わらせていただきます。

○江本孟紀君 御配慮ありがとうございます。江本でございます。

私はまず、著作権思想の啓蒙、啓発活動についてということでお伺いしたいと思ひます。

冒頭に、半田正夫さんという方が書かれた「無形のモノの尊重」という著作権法に関する本があるんですけれども、この中の一節の御紹介をまずさせていただきますかと思ひます。

土地とか建物などの有形の他人のモノについては、これを他人に無断で使用したり、無償で手に入れることが出来るとは、誰しもが考えない。だが、他人に意見を求めてそこから口頭で得られた知識については、カネを払うのが何となく惜しいと感じたり、他人の意見をあたかも自分の意見であるかの如く喋っても、たいして悪いこととは考えない、といった心理が働きちである。無形の精神的著作物を侵してテンとして恥じないといった風潮は、上述の日本人共通の性質と同一線上にある、と言えらるるのではなからうか

ということを書かれております。そしてまた、同じような本を書かれております森村進氏の「財産権の理論」という本もありますが、私はこれを全部は読んでおりませんけれども、その中からまた御紹介をさせていただきます。「著作者の権利について語る人は、しばしば世人の著作権意識が低いと言って嘆く傾向がある。しかし著作権者人格権の核的部分を例外とし

て、著作者の権利は極めて人工的、政策的なものなだから、通常の財産権と比べて権利意識に相違があることは当然である。むしろ制度の意義を十分に考えることもなしに、著作者の権利を当然視する人々の、著作権意識の方が過敏過ぎる。」と。この両面書かれた本があるわけですね。少し長い引用になりましたけれども。

著作権論議というのは、これはやればやるほど次から次に問題が出てきますので、その基本的な著作権に関する認識というのは、しよっちゅう委員会と言いなから我々も確認しなきゃいけない、そういうことで私はこの部分を引用させていただきます。

著作権の侵害はだれにでもできる状況にあるということですから、かといって世の中の人々は著作の権利についてやはり理解をしづらい状況にあるんじゃないかと。

そこで、ちょっと阿南先生とダブルするかもしれないけれども、罪の意識というものは一般的に著作権に關しては非常に薄いと思ひます。そういうことで、先ほど申しましたように、これをいかに積極的にPR活動をするかということには非常に大事な部分ではないかと思ひます。要は、特許法の改正に倣つて罰則を強化する以前に、総じて言いますと、やることもあるんじゃないかというところも私は言いたいと思ひます。

そこでお尋ねをいたしますけれども、「政府は、著作権思想の一層の普及・啓蒙に努めるとした昨年六月の委員会での附帯決議を踏まえまして、どのような啓蒙、啓発活動を行ったのか。それから、テレビ、ラジオ、ポスター、雑誌、新聞というようなメディアをどのように活用されたのかお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根弘文君) 著作権の思想の普及また啓蒙のために、政府広報等そのほかのいろいろなメディアを通じてこういう思想の普及、啓発活動を行つていくことは非常に大切なことだ、そういうふうには思つております。昨年は、政府広報におきまして、著作権制度に

ついてわかりやすく解説をいたしましたテレビ、ラジオ番組、個々の名前になりますけれども、「あまから問答」、それからそのほか猿さんのひゅーまんテレビ」等々で国民の皆様方にも広く著作権思想の普及啓蒙を行いました。あるいは政府広報誌、また「クロージアアップ日本」その他で行つてきたところでございします。

各種の著作権関係の団体によります普及活動もございしますけれども、政府またそういう民間の団体とも連携をしながら、この普及啓蒙に一層努めていきたい、そういうふうには思つております。

○江本孟紀君 そういうことだけでは十分ではないので、ぜひともこの啓蒙、啓発活動はやっていただきたいと思ひます。

そこで、著作権思想については、そういった一般的なことも大事ですけども、やはり教育現場ではきちつとこういうことを指導しなければいけないんじゃないかということ、教育現場でどのような指導をされておるかお尋ねをしたいと思ひます。

昨年は、著作権法施行百周年ということで、記念式典を初め各地でさまざまなイベントが開かれたということにございします。それから、文部省の建物の中に文化庁のPRとして垂れ幕が垂れておつたというようなことも、あのそばを通れば目につきました。しかし私は、いろんなイベントも非常に大事だと思ひますけれども、やはり教育現場で著作権思想というものを、これはもう罰則もありませんよというふうな、先ほどお話ししましたようなことを教えるということには非常に効果的だと思ひます。

その中で、文化庁が中学生を対象にした著作権の普及啓蒙として「著作権読本」というものを配布をされているのですが、当然中学生ぐらいになるとある程度理解できるかなと思ひますけれども、しかし、私は小学生のころからこれは当然やってもいいんじゃないかと思う。なぜかと言ひます

と、確かに難しいのですけれども、既にもう学習指導要領では小学生からコンピュータ教育というのに進めようとしているわけですから、コンピュータの難しさから比べたら著作権の方がまだちょっとわかりやすいのではないかなという気もするんですけれども、それはどちらかと言えば言えません。しかし、難しいのは確かです。

それから、仮に中学校で教える、小学校で教えるにしても、先生方が当然教えると思うんです。ところが、先生方がどの程度理解できているのかというようなことも非常に問題になってくると思います。その中で、「著作権読本」というものを一応今、中学生に配っておるのですけれども、その中身と、それからどのような形で配布されておるのか、これをまずお聞きしたいと思っています。

○国務大臣(中曽根弘文君) 委員がおっしゃいますように、この著作権思想の普及というのは、先ほどから申し上げておりますけれども、大変重要な課題であると思っております。特に、我が国の将来を担う青少年に対しまして、この基本的な考え方方をしっかりと教えていくということは学校教育の現場での大きな仕事の一つである、そういうふうにも思っております。

今、お話しありました「著作権読本」でございますけれども、これは中学生を対象といたしまして、その発達段階に適合させるようにわかりやすく記述をしたものでございます。それから、この著作権法自体は非常に法律的に抽象的な概念というものが多くありまして、青少年にとってもなかなか理解するのにも難しいというところがありますので、一応義務教育の最終段階であります中学の三年生に配布をするということが適切であろうと思つて、中学生に今配布をしているところでございます。

おっしゃいますように、また私も、中学ではありますけれども、小学生段階からこういうものについてさらに指導していくことが大切ではないかと思つております。

○江本孟紀君 中学校で教えるにしても、特別な

教育といえますか、教える先生方ですね、こういったものはどういう形でされますか。例えば、外部のそういう専門家を呼んでしょっちゅうやるような形になってくるとは思ふのですけれども、その辺は具体的に決まっていますかと思ふのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曽根弘文君) 先ほど阿南委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、先生方に対しては講習会等を開催しているところでございますが、子供に教えるという意味では、これをお読みいただければ先生方十分御理解いただけるものでありますし、子供に教えるのはそんなに深いもので教える必要はありませんので、特別な指導をしなくても大丈夫ではないかと思つております。

○江本孟紀君 とにかく著作権法というのは、やればやるほど何かわからなくなるという難しい面もありますから、いかに簡潔にわかりやすく教えるかというのが非常に大事なことだと思います。次に、視覚障害者、聴覚障害者への改正法の周知についてということでお聞きしたいと思いますけれども、今度の改正案では、視覚障害者は点字データのコンピュータへの蓄積及びコンピュータネットワークを通じての送信が可能となり、また聴覚障害者関係では、放送番組等のリアルタイム送信、受信が可能ということになります。

現在、聴覚障害者は全国で三十二万人、それから視覚障害者は全国で三十一万人というふうな聞いております。合計六十万強の人がこういう障害者という数になるわけですが、先般の東海村のジェー・シー・オーの事故では、そういう障害者が、例えば防災無線やテレビのニュースなどといったことでこの事態がなかなかそういう人たちに伝わらなかった、それによって巻き添えになつて事故に遭つたという方もいらっしゃるそうです。

こういう社会的な弱者の方々が不利益をこうむるということのないように、このたびの法改正の内容については、これは政府はどのようにこうい

う方々に周知を図っていくおつもりなのか、お尋ねをしたいと思ひます。

とにかく、各障害者団体の方々との連携を常にとつていただいて、本当にこの改正を有効な中身にしていただきたい。社会的弱者に対する政府の対応というのが、また著作権思想の啓発普及に役立つと考えますので、その辺について大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 障害をお持ちの方々に対してはいろいろな面で配慮していかねければならないと思つておりますし、特に、お話がありましたような事故やあるいは災害時、こういうとき、そういう方々はほかの方々比べまして大変御不安も多いんじゃないかと思つております。

そういう意味で、さきの東海村の事故の例もお話がありましたけれども、あのときの事態から反省いたしまして、特に原子力関係の施設等におきましては、今後の対策といたしまして、日ごろからそういう方々に対する方が一事故の場合のお知らせ、あるいは救出等々どうしたらいいかというところを各自自治体等で協議していただきたいというところをお願いしております。

今回御審議いただいております著作権法の改正案によりまして、聴覚障害者のためのテレビ番組、こういうものにつきましても、音声内容をコンピュータを用いて字幕化したしまして、そしてインターネットを通じて送信することが自由に行なうことができるわけでございます。これによりまして、例えばニュースなどの生番組がありますけれども、こういうものにつきましても、聴覚障害者がインターネットで字幕によりましてその内容を瞬時に知ることができるようになります。文部省といたしましては、今回の改正の内容につきましても、関係省庁やそれから障害者の方々のいろいろな団体とも連携をとりながら、障害者の皆様方にも十分に知っていただくように広報活動をやっていくたい、そういうふうにしてあります。

○江本孟紀君 時間がありませんのでこれで終わります。どうもありがとうございました。

○松あきら君 私ども日本人は、やはり著作権法に対する意識が低いというお話が出ました。一般の方はもとより、有名な作家やあるいは音楽家の方でもしばしば著作権に関する問題を起こされるというわけでございますけれども、私も毎回のこの著作権に関する質問をさせていただいております。

今、大臣からお答えがありました障害者の方々のための、万が一の事故についてもこういうことがあるというところで、実は私も一番最初に御質問しようと思つておりました視覚障害者の方々の著作物の利用に関する措置、リアルタイム送信で、これからは著作権者の許諾がなくても送信やせりふの要約ができるということ、これは本当に、そういうたまさかのときの事故等に限らず、もっともいろいろな番組が、障害者の方が楽しめるようになる番組もふえていくと思ひますので、そういう意味でも期待ができるわけでございます。

しかし、ちょっと考えますと、反面、著作者に対して少しマイナスの面も出てくるのかなというふうなことも思ふわけでございますけれども、このあたりはどのようなふうなんでしょうか。そしてまた、外国ではどのようなふうになっているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○政務次官(河村建夫君) まず、委員御指摘のよう、今回の改正によりまして情報化の進展が進む。しかし、著作権者の権利というものが不当に害されないようにしなさいかめというところを十分配慮しなさいかめということでございます。と同時に、視覚障害者の方々が著作物を円滑に利用できるようにしなさいかめというところ、両方の配慮をしなさいかめということでございます。今御指摘のリアルタイム送信については、聴覚障害者の方々のためのテレビ番組の音声内容をコン

ピューターを用いて字幕化していく、そしてインターネットを通じてそれを送信する。そのことが自由にできるようにすれば聴覚障害者にとって非常に便利だろうということで、そのことを改正によってできることにするわけであります。

と同時に、著作権者の利益というものがどうして害されないようにしたいのかということから、字幕が送られてきた、それを今度保存してまた再利用するというようなことについては十分配慮していただかなければならないということで、字幕再生のための一定の能力を有する、例えば聴覚障害者の情報提供施設などを政令で指定して、限られたところのみのことについては認めましょう、しかしそれ以上のことについては認めるわけにはいきません、やっぱり著作権者の権利というものを配慮していただきたいということでございます。

ただ、欧米諸国においては、このことについては、聴覚障害者のために一定の場合には著作権者等の許諾を得ずに自由に著作物を利用することができるようになっておるわけでございます。

例えばアメリカにおきましては、視覚障害者のために政府や非営利団体等が非営利目的、ここがはっきりしておるわけでありますが、非営利目的で自由に著作物を放送あるいは有線放送送することができるようになっておりますし、イギリスにおいても、聴覚障害者のために指定団体が自由に放送番組の字幕ビデオを作成することができ、ここまでは認めておる、こういう現況でございます。

○松あきら君 今ちょっと一つ聞くのを失念したんですけれども、政令指定施設というのはどういう施設かなと思つたんですけれども、ちょっと簡単に、今これをやっております政令指定施設。○政府参考人(近藤信司君) 補足させていただきます。

今回、リアルタイム字幕送信でございますが、一つは、当然そういったせりふ等を要約いたしますので、権利者にとってもやっぱり正確な要約が

なされることが望ましいわけでございますし、また聴覚障害者の方にとりましても正確な内容で伝わってくるということが大事でございますので、そういった事業を行う事業者を政令で指定するということにはいたしております。

したがって、例えば公益事業を行うものであります、今、聴覚障害者のためのいろんな情報提供施設あるいは聾唖団体と申しましょうか、そういういろんな公益の団体等がございまして、これはまたそういった方々からの申請を待つて決めるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、政令でそういったものの指定要件を決めてまいらう、このように考えておるところでございます。

○松あきら君 ありがとうございます。ネット音楽サービスにソフトバンクが参入すると大きく報じられております。アメリカの音楽情報サービス会社と合併会社を設立しまして、音楽ビデオやアルバム情報が入ったインターネットで見られる、こういうサービスはこの四月から始めるというところでございます。費用はホームページ上の広告収入などによって賄われるために、視聴者は無料でそれが利用できるわけです。千以上の音楽ビデオが視聴できて、月に百万人以上の利用があるんじゃないかというふうに言われているわけでございます。

しかし、そうなることも便利なんですけれども、著作権は機能しなくなるといふ方もいるわけで、青少年がどんどんコピーして、ダビングして適当にビジネスにしようというところも出てくると思うんです。平成十一年度にはインターネット時代に対応した著作権保護がなされておりますけれども、こういったインターネットサービスについて十分対応がなされるのか、お尋ねしたいと思つます。また、やはりこれはアメリカなどではもうどんどん進んでやっているわけでございまして、欧米ではこの対応をどうしているのか、あわせてお伺いしたいと思つます。○政府参考人(近藤信司君) お答えいたします。

インターネットを用いた音楽サービスを行う際には、ネットワーク上に著作物をアップロードする行為につきましては、平成九年の改正におきまして公衆送信権の対象にいたしております。また、昨年のこの法改正におきましては、複製防止等の技術的保護手段の回避でありますとか、権利管理情報の除去、改変に係る規制を行ひまして、権利者が安心をして著作物をネットワーク上に提供できるように措置をしたところでございます。さらに、今回御審議をいただいております改正案におきましては、十分な損害賠償がなされるよう措置をするとともに、先ほど来御議論がございしますが、法人による侵害行為に対する抑止力を高めるための法人に対する罰金額の大幅な引き上げを図る、こういったことを通じまして権利保護の実効性のさらなる確保が図られるのではないかと、こんなふうに考えているわけでございます。

今、先生から御指摘がございました音楽配信事業、私も今後これはますます盛んになってくるんだらう、こういうふうなことを考えております。適切な権利処理のためのルールが促進をされるよう、関係団体に働きかけてまいりたいと考えております。

それから、国際的な動向でございますが、平成八年に、著作権に関する世界的な権利保護条約、いわゆるWIPO著作権条約、あるいはWIPO実演・レコード条約が新たな国際保護ルールとして作成をされまして、現在、欧米諸国ではそういった条約に対応した国内法の整備が進んでおるわけでございます。例えばアメリカにおきましては、平成十年の十一月にデジタル・ミレニアム著作権法、こういった国内法が整備をされておりますし、EUにおきましては、先ほど申し上げましたWIPOの二つの条約の早期締結を目指しまして、加盟国全体の統一指令でありますディレクティブ、この検討を現在行っている。

いずれにいたしましても、そういった形で諸外国は国内関係法の改正に取り組んでいる、このように承知をいたしております。

○松あきら君 とても便利でございますけれども、先ほど阿南先生も御質問なされたことになつてくると思うんです。個人の方が余り悪気がなくてやってしまうということもあるので、この辺もしっかりとこれから見張つていただきたい分野だと思つております。

著作者は、自分の著作物が利用されて初めて収入になるわけで、ある意味では使われなければそれは一銭にもならないというお金にはならないわけです。作品を利用する人、演出する人、舞台で演ずる人あるいは演奏する人、こういう人たちがあつて著作権というものは生きるわけで、そういった意味では表裏一体の関係にあるのかなというふうに思つております。

映画、テレビ、舞台のスタッフもいるわけで、私のおりました宝塚でも、実は舞台で大きな事故が起つたこともあります。大階段というのが上につつあるんですけれども、それが切れて公演中にどんと落ちてきたとか、いろんな事故があります。最近でも新国立劇場で通訳の方が亡くなったとか、そういういろいろな舞台公演あるいはテレビ、映画等の制作の現場で人命にかかわる事故や負傷が数多くあるわけでございます。

こういった方々は、けがとかそういうことになるりますと仕事ができなくなるわけで、そうなるのと労災などきかない、そういう適用ができない方が多いんです。弱い立場の方が多くいます。ですから補償も満足にはいかない、こういうことになるわけでございます。

なかなかその辺は難しいんだと思つますけれども、昨日も扇先生の御質問の中で文化庁の予算がJASRACの毎年の収入よりも下回るといふようなお話も出ましたけれども、例えば著作物の利用による収入でこういった方々に、事故あるいは出演中の急病とか、こういった緊急の場合に限って何かサポートするような、こういう対策をこれから考えていただきたいというふうに思つておりますけれども、いかがでございますでしょうか。○政府参考人(近藤信司君) 例えば、日本音楽著

著作権協会でありますとか日本芸能実演家団体協議会など、著作権でありますとか著作権隣接権を管理している団体におきましては、委託者から預けられた権利を行使することによって利用者から使用料を徴収している。ただ、基本的にこの徴収した使用料は、やはり管理手数料を控除した上で利用の実態に応じて委託者に分配をされるということが原則であるわけでございまして、各委託者の承認に基づき、分配される使用料の一部をプールして著作者や実演家全体のために利用することは可能でありますし、また、著作権思想の普及でありますとか事業にそういった共通目的基金を活用している、こういう実態はあるわけでございまして。

先生御指摘のような問題点、これまた貴重な御意見だと思いますが、いずれにいたしましても、先生が御指摘になりましたような事業を実施するかどうかは、やはり管理団体に権利を預けている委託者全体の意思の問題にかかわってくる課題だろうかと思っております。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○松あきら君 私昨日、大臣には御質問できなかったわけでございすけれども、やはり昨日も扇先生、文化予算が低いと。まさに私も同じ気持ちでございす。日本は本当におくれていて毎年毎年いろんな方がおっしゃるんですけれども、なかなか遅々として進まない。

子供が一番最初に見る絵本、これもきれいなかわいらしい絵に目を奪われて、そして例えば物語に心を奪われてという文化、芸術というものは、私は人間形成の上で非常に大事だと思うんです。中曽根大臣は昨年、宝塚歌劇を初めて御観劇いだきまして、その御感想とともに、科学技術基本計画では五年間に十七兆もの予算が用意されております、それに比べて文化予算は非常に少ない。これをぜひ私も何とかふやしていただきたい、こういう思いでございすけれども、最後に大臣の御決意を伺って、質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 昨日の御審議で扇議員からも文化予算についての御指摘がありまして、八百八億円ということでありまして、私もまだ十分ではない、そういうふうな思っております。

日本にはすばらしい文化がたくさんありますし、日本固有の文化があるわけで、その中の一つとして宝塚も私は世界に類を見ない大変なものだ、そういうふうな思っております。宝塚についてちょっと申し上げれば、たしか大正二年に唱歌隊として発足して八十七年の歴史があるということでありまして、ことしの初めでしたか、宝塚を何か学会と列にみならずと誤解されるような発言もどこかであったようでありすけれども、私は高く世界から評価されているのではないかと思っております。お話にありましたように、昨年の十二月でしたか、初めてなんですけれども、TAKARAZUKA 1000 days 劇場で、あれは花組でございしたか、「タンゴ・アルゼンチノ」を見せていただいていた大変感激いたしました。

文部省におきましては、この歌劇団の関係者に対しては、この歌劇団の関係者に対しては、いろいろな種類の顕彰を行ってきたところでございすけれども、つい先日一月に平成十一年度芸術祭、私、文部大臣として宙組の方に対して優秀賞をお渡しさせていただきましたけれども、今後もうこういう活動がどんどん活発になればと思っております。

それから、一月に中国に参りましたときにも中国公演がございました、上海と北京でございすけれども、向こうの文化大臣も高く評価されてございす。また、多くのスターを世に送り出して、政治の場でも大活躍されておられる方が大勢おられるわけですから、今後もどんどん国際交流も深めていただいて、多くの方にまた見ていただければと思っております。

宝塚以外にもいろんな文化があるわけでございまして、そういう点、私たち、文化立国というからにはそれなりのきちとした環境整備をしなければ

ばいけない、そういうふうな思っているところでございます。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。今回の法改正で視覚障害者の情報アクセス権が一步前進したということは、これは評価できることなわけですけれども、これはパソコンを使わなければいけない。そうしますと、パソコンを本当に使える障害者の方たちがどれだけのいるかということも一つ問題になるわけですね。平成八年の資料ということで伺ったんですけれども、パソコンを使える聴覚障害者というのは一万三千人ぐらいたろうというお話聞いたんですね。本当にこく一部ということなんだと思うんです。

先ほど来、東海村の事故のお話もありましたけれども、あのときには流されている報道に字幕も何にもなかったために、屋内に避難しなくちゃいけないというのが聴覚障害者の方には伝わらなかった、こういうこともあったということなので、これは今回は見送られた問題ですけれども、字幕ビデオや、それから障害者のためのCS放送なども今回と同様の対象とする、こういうことは早急にできないのか。また、それを受ける方も、LD、学習障害と言われている人たちが高齢者、こういう方たちも対象にできないのか、こういう要望も大変強いわけですので、これはぜひ御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 障害者に対するいろいろな配慮が必要であるということは先ほどから申し上げておる通りでありますけれども、障害者の方たちからの御要望もございまして、そのうち今残された主な課題といたしましては、一つは、録音図書の利用対象者を学習障害者や高齢者など視覚障害者以外にも認めること、もう一つは、お話でありました聴覚障害者のための字幕ビデオの作成を自由に行うことなどございす。

文部省といたしましては、これらの課題につきましては、録音図書や字幕ビデオの作成のためのルールの整備に努めるとともに、作成されました録音図書や字幕ビデオの流用を防ぐ方策等も含め

まして今後とも検討していきたい、そういうふうな思っております。

○林紀子君 引き続きこういう障害者団体の方たちとも話し合いを強めていただいて、時期的にもなるべく早くということも含めて、ぜひ前進をさせていただきたいというのをお願いしたいと思います。

私は、著作権の問題と関連しまして、ただいまもちょっとお話ありましたけれども、芸能実演家の事故の問題というのを聞きしたいと思うんですね。

数年振り返ってみても、撮影やテレビの収録中にも俳優さんがけがをしたり骨折をしたりする、こういう事故は頻りに起こっている。そして死亡事故に至るということもあるわけですね。けがと弁当は自分持ちというのはこの業界では言われているということ、芸能実演家の場合は労働災害とはならない、何の補償もされないという場合がほとんどだということなんです。

新国立劇場でも、九七年に、中劇場の建具が落下して操作係の額を直撃した。十四針も縫って頭椎損傷の大けがをした。そして昨年には、ピーターパンというミュージカルが公演されているとき、それに携わっていたスタッフの通訳の女性が、リハーサル中に舞台から十五メートル下の奈落に落ちて死亡してしまうという大変痛ましい事故が起きました。

芸能の分野で安全体制を確立していくということが本当に急がれる問題だと思いますが、新国立劇場の安全対策として、私、安全マニュアルというのをもらったんですが、その徹底はどういうふうになっているのか。文書でスタッフや出演者にちゃんと配付をしているのか、どういう徹底しているのかというのをまず伺わせていただきます。

○政府参考人(近藤信司君) 先生からお話ございましたように、昨年七月に新国立劇場におきまして劇場施設を貸与中に死亡事故が発生した、まことに残念なことだと思っております。

新国立劇場運営財団におきましては、日ごろよ

置を講ずるよう努めること、こういうことを書いて各国に対応を求めているわけです。

芸団協の調査によりますと、芸能実演家、労災保険が適用されたのは一二％にすぎない。そして

て、年収も三百万円以下という方たちが四五%、半数近くなんです。先ほどお話もありましたように、けがをした、そうならもう働くことはできないから収入も途絶えてしまう。

国は文化立国というかけ声をかけているわけですから、本間に文化を振興するためにも、文化庁は労働省や厚生省お任せだということじゃなく、国の特殊法人から範を示すということを実現するように本間に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○日下部補代子君 社会民主党の日下部補代子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一九八八年の著作権法改正の際に、障害を持つ人の情報利用について配慮するようにという附帯決議が出されております。ようやく今回の改正によりまして放送番組等の字幕によるリアルタイム送信というものが可能になりました。これは、特に聴覚障害者にとっては朗報だというふうに思います。

しかし、これだけで十分と言えるものではないことは御承知のとおりだと思いますが、障害を持つ方々の情報アクセスの確保ということに關しまして、今後どのような点をさらに改善していくこととなさっていくのか。今回の改正をさらに進めるという形のものとしたしまして、残された課題を含めましてお答えをいただきたいと存じます。

○政府参考人(近藤信司君) お答えいたします。

視聴覚障害者の著作物の利用の問題につきましては、先生御指摘のありましたように、これまでも附帯決議等でも御指摘をいただいているわけでございます。今回、視聴覚障害者、聴覚障害者のために権利制限規定を設けることとしたしておりますわけでございますが、なお課題といたしましては、例えば録音テープの問題でありますとかあるいは字幕ビデオの作成、これらにつきましても権利者の許諾を得ることなく自由にできるようにしたかどうか、その他またいろいろ課題があるわけでございます。

これらの問題につきましては、一方では権利者の著作権を保護していく、一方ではまたそういった視聴覚障害の方々のために著作物をより自由に利用できるようなしように、そのまじくバランスをとっていくことが大事だろうかと思っております。

今回の改正に当たりまして、いろいろと障害者団体の方々ともお話し合いをしたわけですが、そういったいろいろな課題につきまして、今後とも引き続き権利者団体あるいは障害者団体からお話を聞きながら十分検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○日下部補代子君 今、障害を持つ方々のお話をなさったというふうにお答えいただいたのでございますが、どのくらい頻度で、どういう形で、これは一つのそういうシステムとしてお話を聞きになる形をおとりにしたものでしょうか。それはその時々にお聞きになるという形でございます。また、それとまた、これからどういう形で話し合いを続けるようになるのか。それは一つのシステムがございまして、いわゆる著作権審議会の委員との定期的なお話し合いの場が持たれていくとか、あるいはこれからそれは持たれていくとか、そういう具体的なことについてお答えをいただきたいと存じます。

○政府参考人(河村建夫君) 文部省は、この法案をいよいよ作成していかなくやならぬ、この過程において当然聴覚障害者の皆さんの御意見を聞くというところでございまして、著作権審議会がございまして、ここにおきまして平成十年にまず盲人会連合の皆さんと意見交換をし、意見を聴取させていただいた。それからさらに、二回目は平成十一年の八月に、日本障害者リハビリテーション協会、全日本聴覚障害者・中途失聴者団体連合会、全日本聾唖連盟、聴覚障害者情報文化センター、そうした団体から意見をお聞きいたしました。さらに文化庁におきましてもそれ以外にも障害者の意見を十分聴取してきたところでございます。

そして、この法案につきましては三月十日に閣議決定をさせていただいて国会に出させていたたたいたわけでありまして、その際におきまして、障害者リハビリテーション協会が事務局を持っておられます障害者放送協議会放送研究委員会というのがございまして、そこでこの問題についていろいろ検討をいただいたわけでありまして、その会からも今回の改正について、著作権利用制度の発展の中で障害者の情報アクセス権を確保する方策を具体化している点において一定の評価をしたい、高く評価をするという意見になっておりますが、そういうことで評価をいただいております。

しかし、この法案が通ってそれですべてよしとするわけにまいりませんので、今後とも関係者の意見を聴取しながら対応していかなくやいかぬ、このように考えております。

ただ、御指摘のように、システム化しているかと言われますと、定期的にきちっとやるということじゃございませぬが、今後当然、恐らく残された課題もございまして、そのような問題について障害者の皆さんと定期的に協議をする方向で考えていかなくやいかぬ問題だと、このように考えております。

○日下部補代子君 我々は自分が障害を持っていないとどういふところが問題なのかということはないかなかわからないわけでございます。これから高齢化社会の問題は非常に深刻になってまいります。高齢の方たちがみんな障害を持つ方と申し上げることはできませんけれども、何らかの障害を少しづつ加えていくということがエイジングの一つの特色でもございまして、

したがって、障害を持つ方々あるいはまた高齢者の方々のお声を聞いていくということは非常に重要なことだと思っております。それはもともと頻繁に、そして非常に意欲的にお声を何とか反映できるように形にしたい、いただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、この改正によりまして聴覚障害者のための著作権法上の問題というのはクリアできたわけ

でございますが、具体的にその実現はどうなるかということがございます。

パソコンを持っている聴覚障害者の方はいつからこのような制度というのが利用できるのでしょうか。具体的な実現の時期についてお伺いしたいのでございます。

○政府参考人(近藤信司君) お答えいたします。

今回の改正によりまして、リアルタイム字幕につきましては平成十三年一月一日から著作権者の許諾を得ることなく自由に行えることになるわけでございます。具体的にそういったサービスを提供する施設につきましては、今後、字幕作成の一定の能力の有無を勘案いたしまして政令で定めることとしたしておりますが、サービス提供のため必要不可欠な準備をいたしましては、ホームページを開発し入力者を確保することでありまして、その他特別な経費や設備を要するわけではなくて、考えておりますので、法施行後間もなくそういったサービスが提供できるのではなからうか、このように考えているわけでございます。

いずれにいたしまして、文化庁といたしましては、今後、関係者の意見も踏まえながら、著作物が適切に利用されるよう適宜対応してまいりたいと考えております。

○日下部補代子君 先ほど御質問がございましたけれども、昨年は東海村の事故で聴覚障害の方々は取り残されたということが問題になったわけでございます。私も本委員会において質問をさせていただいたところでございまして、東海村だけではなく、原子力関連の施設というのは日本に何箇所もございまして、そういった周辺にお住まいの聴覚障害者というものをどの程度政府は把握しているのか、というふうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 全国の原子力関連施設の周辺にお住まいの障害者の方の数というのは、私どもはそういう形で把握いたしておりますけれども、例えば、昨年事故の起きました東海村のあります茨城県では七千六百八十五人であるというふうに向っております。そういうことでございまして。

○日下部補代子君 これは文部省にというわけではございませんけれども、政府という立場から申しますと、一度東海村でこういう事故があった、そういうことはあり得ないと言われた事故が起きたわけでございます。そのときの聴覚障害者の問題というのは、私も含めまして国会で問題になったわけでございます。

そうしましたら、やはり政府というのは、一体どのくらいの方々がその周辺にいらっしゃるのかという数字ぐらひは、茨城だけではなくやはり全国、一応対応するためには調べるということは必要ではないでしょうか。後手後手になるとこのはいつも政府のやり方で、私も先日何かこれは遅過ぎるということを申し上げたことがまた別の件でございましたけれども、やはりそういうことはきちんと把握しておいて、あってはならないことが起きることもあるんだからということを前提にして対応するのが政府のやるべきことだということに思っています。

そういうことも含めまして、国の防災基本計画では「災害弱者への配慮」という項目で、避難誘導、避難場所での生活に関して高齢者、障害者等の災害弱者に十分配慮しなければならぬということにされております。

この防災基本計画の趣旨と今回の著作権法の改正を考慮するものというところを考えあわせますと、政府のこれからの認識はかなり改めていくことも必要なのではないかというふうに思うわけでございます。人数がなかなか把握できない、これは縦割り省庁ということもあるかも知れませんが、そういう反省も含めまして大臣の御認識を承りまして、私の質問を終わりたいと存じます。

○国務大臣(中曽根弘文君) それぞれの原子力関連施設周辺の障害者の方の数は把握しておりませんけれども、各自治体におきましてそういう点は十分に把握をし、また対応をとれる体制をとっていただいているものと思っております。

昨年のジェー・シー・オーの事故におきまして

も、東海村におきましては、介護サービスの方々の協力をいただいて村の職員が一軒一軒障害をお持ちの方のお宅を訪問し、避難の支援を行うなど地域レベルで可能な限りの対応を行っていたのだと伺っております。茨城県の例でございますが、地域防災計画の中で災害弱者対応ということでも日ごろからのいろいろな準備、体制を取り決めております。社会福祉施設の管理者はどうしなればいけないとか、県及び関係市町村はこういう弱者の方に対してどうしなればいけないとか、あるいは外国人、こういう方々も日本語の放送がおわかりでないということもありまして、そういう方々に対する対応もございまして、地域地域でこういうふうに決めていただいております。もちろん、国としてもそういう点を配慮して、今後もしわゆる災害弱者の方々がそういう緊急時にお困りにならないように十分な対応をしていきたいと思っております。

○委員長(佐藤泰三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、長谷川道郎君が委員を辞任され、その補欠として森山裕君が選任されました。

○委員長(佐藤泰三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤泰三君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤泰三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤泰三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十一分散会

平成十二年三月三十一日印刷

平成十二年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局